

## 平成20・21年度の格付け

## ■資格審査基準及び条件

県内建設業者の格付けについては、下記『格付基準表』及び条件に基づき「奈良県建設工事等競争入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）」において決定します。

## ＜格付基準表（県内建設業者）＞

| 等級         | 評定事項                                      | 土木一式工事   | 建築一式工事   | 舗装工事  |
|------------|---|--|--|---|
| A1<br>グループ | 総評定点<br>技術職員数                             | A等級の基準を満たし、かつ<br>980点以上<br>1級技術者5名以上<br>(1年以上の常時雇用)                            | -  |   |
| A          | 総評定点<br>資本金<br>技術職員数<br><br>許可の種別<br>昇級条件 | 850点以上<br>4,000万円以上<br>10名以上<br>(うち1級技術者3名以上の1年<br>以上の常時雇用)<br>特定建設業<br>直前2年間B | 850点以上<br>4,000万円以上<br>10名以上<br>(うち1級技術者3名以上の1年<br>以上の常時雇用)<br>特定建設業<br>直前2年間B | 850点以上<br>2,000万円以上<br>5名以上<br>(うち1級技術者1名以上の1年<br>以上の常時雇用)<br>特定建設業<br>直前2年間B |
| B          | 総評定点<br>資本金<br>技術職員数<br><br>許可の種別<br>昇級条件 | 800点～849点<br>2,000万円以上<br>5名以上<br>(うち1級技術者1名以上)<br>特定建設業<br>直前2年間C             | 800点～849点<br>2,000万円以上<br>5名以上<br>(うち1級技術者1名以上)<br>特定建設業<br>直前2年間C             | 750点～849点<br><br>2名以上   |
| C          | 総評定点<br>技術職員数<br><br>昇級条件                 | 750点～799点<br>3名以上<br>(2級以上の技術者1名以上を含む)<br>直前2年間D                               | 750点～799点<br>3名以上<br>(2級以上の技術者1名以上を含む)<br>直前2年間D                               | 749点以下  |
| D          | 総評定点<br>技術職員数                             | 700点～749点<br>2名以上  | 700点～749点<br>2名以上  |   |
| E          | 総評定点                                      | 699点以下   | 699点以下   |   |

※技術職員は、それぞれの格付け対象業種において、建設業許可に必要な技術者要件を満たしている者に限ります。

- 『総評定点』は、別紙に定める『客観的要素（経営事項審査の総合評定値（P））』と『主観的要素』により算定します。
- 『客観的要素』の算定に用いる総合評定値（P）通知書の審査基準日（以下、「審査基準日」という。）は、平成18年10月1日から平成19年9月30日までのものとしますが、承継等のため審査基準日が、当該期間以降となる場合には、入札参加資格申請までに経営事項審査の申請を行い、土木事務所において受理されることが必要です。
- 評定事項のうち「資本金」、「技術職員数」、「許可の種別」については、審査基準日及び入札参加資格申請時点において格付け要件を満たしていることが必要です。
- 前回格付けより、等級要件が2等級以上昇級する者は1等級の昇級に留めますが、降級する者は該当する等級に降級するものとします。
- 初めて奈良県建設工事入札参加資格審査申請書を奈良県に提出した者は、最下位等級を原則とします。なお、前回（平成18・19年度）の通常申請をしなかった者で、前々回（平成16・17年度）の格付けにおいて等級を受けた者については、その時の等級より1等級以上降級して格付けます。
- 国土交通大臣の特別認定者は、認定された業種に限り1級技術者として取り扱うこととします。

- 6 公共工事に係る施工技術の確保のため、各業種A等級の者は、1級技術者及び国土交通大臣特別認定者の1年以上の常時雇用を確認します。  
この1年以上の常時雇用は、格付対象となる審査基準日までの1年間について確認します。  
審査基準日及び入札参加資格申請時点で技術職員数要件を満たしている場合でも、この1年以上の常時雇用が確認できない場合には、A等級の資格を認めません。
- 7 土木一式A等級業者のうち、「A1グループ」は、上記の格付け基準表においてA1の基準を満たしたうえで、「A1グループ」としての位置付けを希望する者としてします。  
「A1グループ」に位置付けを希望する者については、毎年度、全ての基準を満たしていることを確認します。
- 8 各等級（A1グループ含む。）の評定事項（技術職員数（常時雇用）、許可の種別及び資本金。但し、総評定点を除く。）に係る基準（以下、「格付け要件」という。）は、次回の格付けまで満たしていることが必要です。  
なお、格付け要件を満たさなくなった場合は、その旨を報告しなければなりません。  
この場合には、該当する等級に降格するものとします。
- 9 技術者の常時雇用について、技術者が辞めた場合は辞めた日から2ヶ月以内に辞めた技術者と同等以上の資格等を有する技術者を新たに雇用することが必要です。  
ただし、建設業法で期日が定められている専任技術者等については、法に定められた期限までに届け出る必要があります。